## 耐震シェルター設置事業補助金の手続きの流れ

R6年10月~12月版

 $\mathfrak{I}$ 耐震診断の申込(家屋所有者が申請) ※固定資産税納税通知書or名寄帳、登記簿:全部事項証明書のいずれかの写しが必要 而过 1~2か月 2 耐震診断の実施決定(松阪市からの文書通知と診断者からのお電話) 辰 診 耐震診断の結果は、三重県木造住宅耐震促進協議会の判定会にかけられます。 断 診断↓実施 1~2か月 3 診断者にて耐震診断結果報告(判定書の受け取り) 既に診断を終了している方は④から (4)耐震シェルターの補助申請(居住者が申請) ・耐震シェルター設置工事見積書(3か月以内で、工事内訳がわかるもの) ・③の耐震診断判定書 ・家屋所有権確認書類(固定資産税納税通知書や登記簿謄本全部事項証明書の写し等) ※「耐震シェルター設置事業書及び商品一覧」に記載のない製品の設置を希望の場合、 カタログ等の確認が必要な場合がございます。 2週間程度 **(5)** 交付決定通知 ※決定通知を受け取る前に契約・着工をされた場合は補助金の対象外となります! ※交付決定通知書が手元に到着後に、見積業者と契約し設置工事を開始してください。 ※着手前、工事中、完了時等の写真を必ず撮ってください。 設 6 完了実績報告書の提出 ※必要書類: ・耐震シェルター設置工事契約書(注文請負書)の写し ・領収書の写し 着手前、工事中、完了時の写真 交付確定通知、請求書の提出 7) 完了実績報告書を審査後、交付確定通知と請求書を送付します。 振込先を記入し市へ提出してください。 (8)補助金の振込 請求書の提出後、1か月以内に補助金を振り込みます。

・問い合わせ先 松阪市防災対策課 TEL:0598-53-4034